

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| 事故等番号 | 2011広第104号 | |
| 事故等種類 | 漁網損傷 | |
| 発生日時 | 平成23年5月20日 19時45分ごろ | |
| 発生場所 | 香川県多度津町 多度津港北東約1.5海里沖 (概位 不明) | |
| 事故等調査の経過 | 平成23年6月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 | |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 貨物船 きんせい、199トン 134526、個人所有 B 漁船 第11八千代丸、12.58トン KA2-1234（漁船登録番号）、個人所有 | |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、六級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士 | |
| 死傷者等 | なし | |
| 損傷 | A なし B 漁網全損 | |
| 事故等の経過 | A船は、船長Aほか2人が乗り組み、鋼材パイプ約350tを積載し、船首約1.9m、船尾約3.0mの喫水で多度津港沖を手動操舵により約3～4ノットの対地速力で北東進中、船長Aが、レーダーや目視によりB船を認めていたが、流し網の存在には気付かずに航行し、流し網に接触する直前に後進をかけたが、そのまま網に接触した。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、赤色の全周灯を表示して多度津港北東沖で漂流し、さわら流し網漁の操業中であった。 船長Bは、流し網の北端の約20m沖で網の監視をしていたとき、A船を視認したが、当時の操業場所は余り航行船がないところなので、接近してくることはないものと思い、見張りを行っていなかったところ、A船が流し網に接近していることに気付いたものの、なにもできず、平成23年5月20日19時45分ごろA船がB船の流し網の上を航行して損傷した。 | |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 西、風力 1、波高 約0.3m 海象：潮汐 下げ潮の末期 日没：19時03分 | |
| その他の事項 | B船は、海面下約1mに南北へ揚げた全長約900mの流し網を潮流に乗せて流し、北端のブイに赤色の点滅灯を、南端のブイに緑色の点滅灯を点灯していた。 | |
| 分析 | 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | あり なし なし A船は北東進中、B船は漂流してさわら流し網漁の操業中、多度津港北東沖において、A船とB |

| | | |
|----|--|--|
| | | <p>船の流し網が接触し、同網が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、レーダーや目視によりB船を認めていたが、適切な見張りを行っていなかったことから、流し網には接触直前まで気付いていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bは、流し網の付近で監視を行っていたが、付近を航行する船舶はいないものと思い込み、見張りを行っていなかったことから、接触直前までA船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、多度津港北東沖において、A船が北東進中、B船が漂泊してさわら流し網漁の操業中、船長Aが適切な見張りを行っておらず、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、A船とB船の流し網が接触したことにより発生した可能性があると考えられる。</p> | |